

社会福祉法人 尚生会

軽費老人ホーム ケアハウスかさま

運 営 規 程

目 次

第1条 事業の目的	第9条 利用料その他の費用の額
第2条 運営の方針	第10条 サービス利用に当たっての留意事項
第3条 実施主体	第11条 身体拘束に関する対応
第4条 施設の名称等	第12条 虐待防止に関する事項
第5条 職員の職種、員数及び職務内容	第13条 緊急時における対応方法
第6条 入所定員	第14条 非常災害対策
第7条 入所資格	第15条 その他運営に関する重要事項
第8条 施設サービスの内容	

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する「軽費老人ホーム ケアハウスかさま」(以下「施設」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が自立した日常生活を営むことについて不安がある入所者に対し、安心して生き生きと明るく生活できる施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供に努めるものとする。

2 入所者が可能な限り居宅における生活環境と同一に、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜の提供に努めるものとする。

3 地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 軽費老人ホーム ケアハウスかさま
- 2 所在地 茨城県笠間市石井甲 32-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長 1名

施設長は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 1名

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- 3 介護職員 2名以上

介護職員は、入所者の生活支援、余暇活動の援助、入浴等の準備等を行う。

- 4 栄養士または管理栄養士または事務員 1名以上

栄養士または管理栄養士または事務員は、食事の献立の作成、食材の発注等の業務を行う。

- 5 調理員 2名以上(実情に応じた数)

調理員は調理業務を行う。

(入所定員)

第6条 入所定員は、50名とする。

(入所資格)

第7条 施設に入所できる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- 1 年齢は原則として60歳以上であること。但し、その者の配偶者、又は三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と施設において認められた者はこの限りでない。
- 2 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者で、原則として介助を必要としないで自力で日常生活を営むことができる者とする。
- 3 家族と同居、或いは援助を受けることが困難な者。
- 4 伝染性の疾患及び精神的疾患を有せず、共同生活に適応できる者
- 5 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- 6 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料を負担できる者。
- 7 身元引受人が得られる者。

(施設サービスの内容)

第8条 施設サービス内容は、次のとおりとする。

- 1 入所者に対するサービス内容については、老人福祉法の理念に基づき入所者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して、生活上必要な事項について理解しやすいように説明を行うこととする。
- 2 施設職員は、入所者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に支援を行う。
- 3 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急な対応の必要が生じた場合には、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で、職員の対応を求めることができる。また、入所者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、協力医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。
- 4 施設は、入所者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努めるとともに、感染症等の発生及びまん延を防止するために適切な措置を講ずる。また、入所者は、施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛けるものとする。
- 5 施設は入所者に対して毎日、管理栄養士の献立による栄養バランス及び高齢者の健康を考慮した食事を3食提供するものとする。なお、食事の場所は原則として食堂とする。但し、身体の状態や感染防止等のため、施設が必要と判断した場合は、居室での食事提供も可能とする。
- 6 入浴は毎日（内2日はシャワー浴）とし、職員が入浴の準備を行う。なお、浴室は他の入所者も利用することを考え、清潔の維持に留意する。

- 7 施設は、入所者の症状の急変に備えるため協力医療機関を定めておくこととし、入所者は、医療機関等で年に1回の健康診断を受け、その結果を施設へ報告するものとする。
- 8 施設は、入所者の自主的な趣味やサークル活動等への助言協力を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 施設の利用料は、国の指針等を踏まえ知事の定める基準によるものとする（別紙料金表による）。なお、前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得ることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 入所者は次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 2 火気の取り扱いに注意すること。
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 4 施設の設備及び備品等について破損等があった場合は、管理者の判断により現状に回復する対価を、入所者又はその家族が支払わなければならないこと。
- 5 その他管理上必要な指示に従うこと。

(身体拘束に関する対応)

第11条 入所者又は、他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わないこととする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 職員に対し虐待防止のための研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第13条 施設入所中に、入所者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関やその家族に連絡するとともに、施設長への報告を行う。また、事故等が発生した場合は、上記の必要な措置を行い、施設長への報告を行うとともに、関係機関（市町村、県等）へ事故内容の報告を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 法人内研修

- ①「新卒採用者育成プログラム（4月に2日間・5月に1日）」
- ②「新卒採用者フォローアップ（10月第3水曜日1日間）」
- ③「1年次『安全運転』（8月第3水曜日本部・9月第3水曜日みと）」
- ④「2年次『高齢者虐待』（11月第3水曜日本部・12月第3水曜日みと）」
- ⑤「3年次（1月第3水曜日本部・2月第3水曜日みと）」
- ⑥「中途採用者オリエンテーション『規定説明等』（奇数月第1水曜日）」
- ⑦「管理職研修『運営管理』（3月第3水曜日）」※対象者：相談員、管理者、サービス提供責任者等

(2) 各施設

① 外部機関研修

- (ア) 県社会福祉協議会主催研修
- (イ) 全国社会福祉施設協議会派遣研修
- (ウ) 県老人福祉施設協議会、全国老人福祉施設協議会開催の施設大会、研究会議、研修会等
- (エ) 常陽産業研究所研修

なお、外部機関研修については、各団体からの通知によるものとする。

② 施設で計画する研修

- (ア) 事業別検討会（勉強会）
 - (イ) 採用時研修（施設内説明・実習）
 - (ウ) 異動時研修（異動日前後）
 - (エ) 資格取得支援
- 2 職員は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。又従業者でなくなった後においても、同様とする。
- 3 入所者に対して、施設が行ったサービス提供に関する諸記録は、利用解約後、5年間は保存する。
- 4 入所者は、施設が加入する社会福祉施設賠償責任保険の対象者とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日一部改定

平成 25 年 4 月 1 日一部改定

平成 26 年 4 月 1 日一部改定

平成 27 年 4 月 1 日一部改定

平成 29 年 4 月 1 日一部改定

平成 30 年 4 月 1 日一部改定

令和 5 年 4 月 1 日一部改訂

令和 7 年 10 月 1 日一部改訂